

原子力規制庁の主な対応（9月4日以降）
（東京電力福島第一原子力発電所関連）

平成25年10月2日
柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

（9月5日）

○東京電力福島第一原子力発電所汚染水貯留タンクの漏えいの状況と原子力規制庁の対応の強化について

深刻化する汚染水問題を解決すべく、規制の枠組みを一部超えて、原子力規制委員会では、その対策等について検討を進めているところですが、次のとおり体制を強化することとしました。

- ・放射線計測に関する技術的指導・助言
- ・独立行政法人原子力安全基盤機構による支援により強化した保安検査
- ・現地規制事務所からの注意・指導等の徹底
- ・海外に向けた正確な情報発信

（別添3参照）

（9月25日）

○東京電力福島第一原子力発電所における1、2号機の排気筒の損傷について

18日に1号機、2号機の排気筒支柱鋼材について破断の報告を受けました。詳細な調査、評価結果の早急な報告を求め、今後の対応についても確認をすることとしています。

○東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備の補修について

ALPSにおける、腐食が確認の原因と対策、今後の予定についての報告がなされ了承されました。引き続き、十分な配慮、検討を実施するよう指導をしていくこととしています。

【原子力規制委員会 検討チーム等】

○海洋モニタリングに関する検討会

現在の海洋モニタリングについての結果を確認し、手法の評価（地点、項目、検出下限値、回数等）、必要に応じたモニタリング強化の検討等を開始しました。（別添4参照）

9月13日 第1回会合

○帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム

検討チームでは、帰還に向けた安全・安心対策に関し、原子力災害対策本部の関係省庁におけるこれまでの検討内容等についてヒアリングを行い、最終的に、原子力規制委員会としての考え方を提示することとしています。

9月17日 第1回会合（詳細は別添5のとおり）

○特定原子力施設監視・評価検討会汚染水対策検討ワーキンググループ

9月12日 第6回会合

9月30日 第7回会合

（以上）

東京電力福島第一原子力発電所汚染水貯留タンクの漏えいの状況と 原子力規制庁の対応の強化について

平成 25 年 9 月 5 日
原子力規制庁

I. 汚染水貯留タンクの漏えいの状況等について

1. タンク等からの漏えいの状況

1～4号機からの汚染水を貯留しているタンクのうち、フランジ型タンクは305基あるが、そのうち5基及び連結配管1か所について漏えい若しくはその疑いが認められている（参考1）。

明確な漏えい（滴下を含む。）が認められているのは、H4エリアのタンク1基とH5エリアの連結配管1か所（参考2）。漏えいの疑いのあるタンクは4基（H3エリア2基（参考3）、H6エリア1基（参考4）、H4エリア1基（参考5））。H4エリアの漏えいが認められたタンク1基を除き、タンク等からの漏えいは確認されていないかあるいは停止しており、堰外への流出も確認されておらず、いずれの汚染もβ核種を主としたものとなっている。

なお、H4エリアにおいて、漏えいの可能性のあるタンクが2基（参考5）ある。

2. 海域への影響について

東京電力福島第一原子力発電所の近傍における海域モニタリングでは、以下の表のように、ここ半年間、有意な数値の変化は見られない。

表1：5,6号機放水口北側（5,6号機放水口から北側に約30m）のモニタリング結果

	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	全β (Bq/L)
平成 25 年 4 月 15 日	ND(1.0)	ND(1.4)	3.8	ND(23)
平成 25 年 5 月 13 日	ND(0.89)	ND(1.3)	ND(3.1)	ND(24)
平成 25 年 6 月 26 日	ND(1.9)	3.3	8.6	ND(22)
平成 25 年 7 月 29 日	ND(0.92)	ND(1.4)	ND(2.9)	ND(19)
平成 25 年 8 月 26 日	ND(1.2)	ND(1.7)	8.3	ND(19)
平成 25 年 9 月 2 日	ND(1.4)	ND(1.4)	分析中	ND(16)

表2：南放水口付近（1～4号機放水口から南側に約1.3km）のモニタリング結果

	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	全β (Bq/L)
平成 25 年 4 月 15 日	ND(1.0)	ND(1.4)	ND(3.1)	ND(23)
平成 25 年 5 月 13 日	ND(0.89)	ND(1.3)	ND(3.1)	ND(24)
平成 25 年 6 月 26 日	ND(1.1)	ND(1.3)	ND(2.9)	ND(22)
平成 25 年 7 月 29 日	ND(1.0)	ND(1.3)	ND(2.9)	ND(21)
平成 25 年 8 月 26 日	ND(1.2)	ND(1.7)	ND(1.7)	ND(19)
平成 25 年 9 月 2 日	ND(1.4)	ND(1.4)	分析中	ND(21)

ND：検出下限値未満。括弧内は検出下限値を示す。

Ⅱ. 原子力規制庁における対応体制の強化について

深刻化する汚染水問題を解決すべく、規制の枠組みを一部超えて、汚染水対策検討ワーキンググループでは、その対策等について検討を進めているところであるが、現場対応等についても以下のとおり併せて体制の強化を図る。

1. 放射線計測に関する技術的指導・助言

今回のタンクからの汚染水の漏えいでは、東京電力における不正確な放射線計測や説明により誤解を与えていることが懸念される。加えて、漏えい状況の正確な把握が必要なことから、放射線計測に関する技術的確認及び指導・助言等を行うことが必須である。このため、専門的知見を有する者を技術参与として採用し、現場レベルで東京電力に対して測定手法やサイト内汚染マップの作成に関する指導・助言を行う。これにより、新たな漏えいがあった場合でもその発見を速やかにし、作業環境の改善にも資することとなる。

2. 独立行政法人原子力安全基盤機構による支援により強化した保安検査

9月4日（水）より行われている保安検査では、タンクの点検・パトロールなど汚染水漏えい事故に対する措置の実施状況を確認する。その際に独立行政法人原子力安全基盤機構の職員を検査に同行させることで、高度に専門的な知見について技術的な支援を受け、汚染水の漏えい問題を中心に体制を強化して保安検査を行う。

3. 現地規制事務所からの注意・指導等の徹底

現地規制事務所が保安検査・保安調査の結果に基づき東京電力に対して行う注意・指導等については、その実施を確実にすべく、重要度に応じて文書で適時適切に行うとともに、これら指導等の速やかな公表に係る仕組みを充実する。

4. 海外に向けた正確な情報発信

東京電力福島第一原子力発電所の状況に係る原子力規制委員会の取組、モニタリング情報、事故情報（法令報告）等について、海外に向けて正確かつ分かりやすく発信するため、委員会の取組や評価が分かる等の資料の構成を工夫した上で、ホームページ掲載し、国際原子力機関（IAEA）や外国人記者クラブ等への情報発信を行う。

以上

海洋モニタリングに関する検討会の進め方（案）

平成 25 年 9 月 13 日

1. 検討事項

- ・ 現在の海洋モニタリングについて
 - － 現在行っている海洋モニタリング結果の確認
 - － 手法の評価（地点、項目、検出下限値、回数等）
- ・ 必要に応じたモニタリング強化の検討
- ・ 海生生物中の放射性物質の調査手法について
- ・ その他

2. 公開性の確保について

- ・ 検討会の開催については、事前に公表する。
- ・ 検討会の議論を建設的に行えるよう、必要に応じてヒアリングを行う。検討会以外でヒアリング等を行った場合は、そのヒアリングの議事概要を次の検討会で公表する。

3. 他の会議との関係について

- ・ 特定原子力施設監視・評価検討会汚染水対策検討ワーキンググループ（以下、「WG」という。）とは適宜情報共有を行う。
- ・ 必要に応じて、WGと合同で開催する。

4. 今後の予定について

- ・ 毎月 1 回をめぐりに開催する。

帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チームについて

平成 25 年 9 月 17 日

1. 趣旨

本年 3 月 7 日の復興推進会議・原子力災害対策推進本部合同会合において、「避難指示の解除に向け、線量水準に応じて講じるきめ細かな防護措置の具体化等について、原子力災害対策本部で議論を行い、年内を目処に一定の見解を示す」方針が決定した。

これを受け、原子力規制庁を含む関係省庁が検討を続け、モニタリングデータや個人線量に関するデータ等も蓄積されてきた。さらに、線量水準に応じて講じるきめ細かな防護措置として、帰還に向けた安全・安心対策に関する関係省庁の施策の案も取りまとまりつつある。

こうした背景の下、帰還に向けた安全・安心対策に関し、原子力規制委員会が科学的・技術的な検討を行うことを要請された。原子力規制委員会は、「帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム」（以下、「検討チーム」という。）を設置する。

2. 検討の進め方

検討チームでは、原子力災害対策本部の関係省庁におけるこれまでの検討内容等についてヒアリングを行い、最終的に、原子力規制委員会としての考え方を提示する。